

「第3次城陽市人権教育・啓発推進計画（原案）」
パブリックコメント実施結果について

1. 実施目的

「第3次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、原案についての意見を募集した。

2. 実施概要

1) 対象者

市民等（市内在住、在勤、在学の者、市内事業者、納税義務者）

2) 期間

令和7年（2025年）12月15日（月）～令和8年（2026年）1月14日（水）

3) 周知方法

市ホームページ、SNS（X、facebook、LINE）、窓口での掲示及び案内

4) 閲覧場所

市民活動支援課（市民活動支援係、男女共同参画係）、行政情報コーナー、
市ホームページ

5) 意見提出方法

上記閲覧場所に配架、または掲載している所定の様式に意見を記入いただき、実施期間中に市民活動支援課まで直接持参、郵送、FAX、Eメール、市ホームページのいずれかの方法で提出。

3. 実施結果

1) 意見提出数

5人（9件）

2) 提出方法の内訳

窓口提出 1人

市ホームページ 4人

3) ご意見の内容

No.	項目		ご意見の要旨	市の考え方	
1	第1章はじめに 第2章計画の基本的な考え方	P1 P3	<p>「第1章はじめに」の「1 国際的な人権尊重の流れ」では、「世界人権宣言」を具現化していく様々な取組を紹介され、また「第2章 第2章 計画の基本的な考え方」の「1 計画策定の趣旨」で「日本国憲法や教育基本法」の精神に基づき、(中略)取組を推進してきた」と記されている。城陽市が何を拠り所にして人権教育・啓発を推進されているかが明確で、またその基本的な考え方に大いに賛同する。</p>	<p>引き続き日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を推進してまいります。</p>	原案のとおり
2	第2章計画の基本的な考え方	P.5 3 人権教育・啓発推進の基本方針	<p>近年、地方自治体に関わる人権問題として、市民団体等が実施する活動や集会に対する、公共施設や公共財産の使用拒否、後援等の拒否などの事案が現れている。これらは、世界人権宣言で示された「意見及び表現の自由」(19条)「平和的集会及び結社の自由」や、日本国憲法21条「集会・結社及び言論出版その他一切の表現の自由」を侵害していく事案であると大変に危惧している。</p> <p>人権教育・啓発推進も、市民的自由や市民の社会参加の保障が大前提であると考えます。当計画において、それらの事案を詳しく取り上げ、言及する必要はないと思うが、「第2章 計画の基本的な考え方」の「3 人権教育・啓発推進の基本方針」の一項として、「市民自由と市民の社会参加の保障する」旨の一文を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>人権教育・啓発推進計画における「人権教育・啓発活動」は、人権の正しい理解を深め、共感する心を育み、実践する力を養うことを目的としております。</p> <p>具体的には学校・職場・地域社会などあらゆる場で、生涯を通じて行われる人権を尊重し擁護する社会を築くための活動全般を指しております。</p> <p>ご意見のあった「市民自由と市民の社会参加の保障」については、「市民自由」や「社会参加の保障」という見出しがございませんが、それらは「市民が主体的・能動的に参加できるような啓発」や「一人ひとりの尊厳の尊重」といった表現を通じて、計画の根底にある基本理念や推進方策の一部として組み込まれています。</p>	原案のとおり

3	第2章 計画の 基本的 な考え 方	P.5 3 人権 教育・啓 発推進の 基本方針	<p>4点挙げられているが、人権教育・啓発推進計画だから当然といえば当然だが、教育啓発の方針しか挙げられていない。複雑化する人権問題に対応していくための施策として、加害者サイドに対する教育啓発はもちろん重要と思うが、一方で人権侵害にあった人、様々な理不尽で苦しんでいる人をどう救っていくかという視点もやはり重要になるのではないか。その意味で複雑化する人権問題に対する相談体制の整備充実であったり、相談機関同士の協力体制であったり、適切な相談機関につなげていくための施策が重要であると考え。</p> <p>こうした内容は、おそらく個別の内容には記載があると思うが、象徴的な意味合いとしてこの点をきちんと項目立てて基本方針に掲げてはどうかと考える。</p>	<p>「第3章人権問題の現状等」の各種人権課題の取組の方向において、相談体制の充実や相談機関の連携を記載しており、様々な悩みごとを抱えている人に対してどのように対応しているのかを重視しているところです。この点について基本方針に記載は置いておりませんが、現在の複雑化、多様化する人権課題への対応と実効的な救済につなげるため、相談体制の整備・充実について次のとおり基本方針への記載を行います。</p> <p>⑤多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備</p> <p>多様化・複雑化している人権課題に対して、誰もが躊躇なく相談でき、適切な支援につながるよう、相談技能や資質の向上はもとより、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図ることなどを通じて、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害の救済・回復を図ることができるよう取組を推進します。</p>	修正
4	第3章 人権問題の 現状等	P6	<p>「第3章 人権問題の現状等」では、現在の人権問題を網羅的に取り上げ、そこで示された「取組の方向」は、市の施策のためだけでなく、一人一人の市民にとっても今後の「指針」となるもので、非常に有意義であると考え。</p>	<p>人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることが重要と考えています。</p>	原案のとおり
5	第3章 人権問題の 現状等	P6、 P10 災害 時の配慮	<p>「ユニバーサルデザインの考え方」や「ユニバーサルデザイン化」と記載されているが、ユニバーサルデザインの具体的な内容が、市民には理解しづらいのではないかと。</p>	<p>第3次人権教育・啓発推進計画において、用語解説のページを設けることとしています。</p>	原案のとおり

6	第3章 人権問題の現状等	P8 感染症発生時における人権の尊重	<p>近年おこった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に起因して、様々な人権問題が起こった。自分が罹るかもしれないという恐怖心から、より立場の弱い人に攻撃が向く様は見ていると心が痛んだ。特に、感染を拡げないために命がけでがんばっている医療従事者や福祉関係者に対するバッシングは、本当に心が痛む光景だった。感染症発生時における人権の尊重を項目として挙げるなら、こうした医療従事者や福祉関係者に対する偏見や差別を防ぐという視点も大切なのではないか。</p>	<p>取組の方向において、「感染者等に関する誹謗中傷は…偏見・差別防止に向けた教育啓発を推進します。」と規定しており、感染者等には医療従事者や福祉関係者も含まれています。</p>	原案のとおり
7	第3章 人権問題の現状等	P9 安心して働ける職場環境の推進	<p>企業による人権尊重の視点として、国際的には、人権デュー・ディリジェンスの取り組みが重要視されているようだ。誰もが働きやすい職場環境を作るために、すべての企業が人権デュー・ディリジェンスの考え方を理解し、取り組むことが必要ではないか。</p>	<p>企業活動の中で起こり得る人権リスクに関して企業が継続的に評価し予防策を講じる人権デュー・ディリジェンスの取組が国際的に重要となっています。この取組は、安心して働ける職場環境の推進にも大きな影響があることから、取組の方向において以下のとおり追記します。</p> <p>「さらに、企業・事業所が、事業活動に伴う人権リスクを自ら特定・予防・軽減し、説明責任を果たす「人権デュー・ディリジェンス」を推進することで、人権侵害のない持続可能な社会を目指します。」</p>	修正
8	第3章 人権問題の現状等	P10 自殺対策の推進	<p>子どもの自殺が増えているとニュースで目にした。少子化が進み子どもが生まれなくなっているのに加えて、子どもが自ら命を絶ってしまうのは本当に心が痛む。自殺対策の推進を図るなら、子どもの自殺をどう防いでいくか、子どもの生きづらさに対してどのように寄り添っていくのかという視点が必要ではないか。</p>	<p>自殺原因は心身の問題にとどまらず、様々な社会的な要因等が複雑に関係しています。</p> <p>いじめが原因で自ら命を絶つ児童生徒は少なくなく、「4 子ども」の項において「城陽市いじめ防止基本方針」に基づきいじめや暴力行為の未然防止や早期発見・早期解消に向けて、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した取り組みを推進することとしています。</p>	原案のとおり

9	第 3 章 人権問題の現 状等	P15 5 高齢者	<p>令和 6 年 1 月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法ができている。この点に関する記載がないようだが、人権に関わる話題なので、本法を受けてどのような取り組みをしていくのか記載があった方が良いのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、現状と課題、取組の方向に認知症の記述を追加します。</p> <p>【現状と課題】 2024 年（令和 6 年）に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されましたが、認知症を「誰にでも起こりうる身近なもの」と定義し、</p> <p>【取組の方向】 「認知症基本法の理念に基づき、認知症の人を『守られる対象』としてだけでなく、共に社会を構成する『主体的な存在』として尊重し、差別や偏見のない社会づくりを推進します。</p>	修正
---	-----------------------	--------------	--	---	----